

議案第76号

地方財政の充実・強化に関する意見書案について

沼田市議会会議規則第13条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

令和5年9月20日提出

沼田市議会議長 中村浩二様

提出者 総務文教常任委員会 委員長 桑原敏彦

賛成者 同 副委員長 小野塚正樹

同 同 委員 今成敦子

同 同 同 高柳勝巳

同 同 同 大島崇行

## 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

6月16日、「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(いわゆる「骨太の方針」)が閣議決定されました。

それによると「時代の転換点」とも言える構造的な変化と課題に直面する中、30年ぶりとなる高い水準の賃上げや企業部門における高い投資意欲など、足下での前向きな動きを更に力強く拡大すべく、新しい資本主義の実現に向けた取組を加速させ、新時代にふさわしい経済社会の創造を目指して行くこととしています。

地方財政は、地方交付税法により、地方財政計画に基づき配分総額や、その目的に沿って国会へ提出し公表されることとなっています。「骨太の方針」の具体的な実現は、地方の実態を直視し、それに見合った財源の確保をしていくことが、第一義的な原則であると考えます。

よって、以下の具体的事項を充分精査の上、地方自治法の定めにより沼田市の実情を訴え、地方財政の充実・強化が図られることを目的とし、意見書を提出するものです。

### 記

1. 現在は、国も地方も急激な高齢化を反映し、恒常的に社会保障費が増加する基本的財政体質となっています。これに加えて、ロシアによるウクライナ侵攻以降は、物価高騰への対応も余儀なくされています。さらに、人への投資も含めた地域活性化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するならば、対前年比同額でさえ、実質的には、行政サービスの後退となっています。  
したがって、これを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図られたい。
2. とりわけ保育・子育て支援関連では、こども家庭庁が発足し、新たな局面を向えています。伴走型相談支援に伴うアウトリーチ需要への対応やこどもだれでも通園制度の導入、ヤングケアラーへの支援などこれまでの具体的支援策に加え新たな施策も増加しています。  
こうした支援を支える経費は、補助事業分に相当する伸びは地方単独事業分にも求められ、特にこの分野での支援を支えるのはマンパワーに頼るところが大きいことから、人材確保も含めた視点から厳格に予算反映されたい。
3. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」とし

て2023年度も確保されているが、そもそも、地方交付税の趣旨が広い意味での「持続可能な地域社会の維持・発展」のためであると考えます。よって、より恒久的な財源とされたい。

4. これまで述べてきた内容のマンパワーの関連する部分の多くは、現在会計年度任用職員によって支えられているといっても過言ではありません。本制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこととされたい。

5. 森林環境譲与税は、現行の譲与基準が、私有林人工林面積5割、林業就業者2割、人口3割となっているため、結果として人口の多い横浜市や大阪市など大都市への譲与額が大きくなっています。大都市部においては林業等に関連する部署がない可能性もあることから、より有効に財源活用するには、まず人口基準を見直し、伐採や植林など、より林業需要が見込める自治体への譲与額を増加させるべきと考えます。

したがって本税は、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直されたい。

6. 教育関連について「骨太の方針」では、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、教師の処遇を抜本的に見直すこと、35人学級等についての多面的な効果検証等を踏まえつつ、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していくこと、そして、来年度から3年間を集中改革期間とし、小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、計画的・段階的に進めることとしています。

「人への投資」の根幹を成す教育関連費は、学校給食費を含め国の責任において、格差を是正し、所得や家庭環境に影響されず、誰もが等しく教育の機会を保障されるに必要な財源として位置付け、確保されたい。

7. 高度成長を支えてきた道路維持や上下水道事業等の高額な財政負担を伴う社会インフラの整備は、老朽化対策等その維持すら困難な状況であり、さらに、自然災害多発時代に突入した現在では、復旧費の総額でさえ予測不可能な臨時費用も拡大の一途を辿っています。

したがって、こうした社会的インフラ整備費へは、国の財政支援が必要不可欠であるとの

視点にたった予算計上に努められたい。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

様

厚生労働大臣

国土交通大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）

沼田市議会議長 中村 浩二